

令和 8 年度 甲斐市総合防災訓練実施要領

防災危機管理課

1 目的

近年発生している地震災害を教訓に突如発生する地震を想定し、市、自治会（自主防災組織）、防災関係機関等が相互に連携して協力体制の確保に努めながら、迅速かつ適切な防災・減災活動を実施し、もって市民及び職員の防災意識の高揚と知識の向上を図ることを目的とする。

2 実施機関

甲斐市、甲斐市議会、甲斐市消防団、自治会（自主防災組織）、甲府地区広域行政事務組合消防本部、甲斐市赤十字奉仕団、陸上自衛隊、日本航空学園等

3 実施日時

令和 8 年 11 月 1 日（日） 午前 8 時 開始（サイレン吹鳴）※雨天決行

ただし、当日において、次のいずれかに該当する場合は中止とする。

- ・市内に気象警報（大雨、洪水、暴風等）が発表又は発表が予想される場合
- ・台風、前線、低気圧等の接近に伴う大雨の場合
- ・その他中止となる事案が発生した場合

なお、中止の場合は、前日午後 3 時までに判断し、午後 6 時までに市から自治会長へ連絡し、併せて防災行政無線で周知する。

4 実施場所（分散会場方式）

各自治会の一時避難場所等・・・①自治会（自主防災組織）訓練
竜王南小学校・・・・・・・・・・②関係機関合同訓練
竜王北小学校、敷島小学校・・・③指定避難所開設訓練

5 訓練の想定

南海トラフ等を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、市内全域に多数の負傷者が発生するとともに、家屋等の倒壊及び火災の発生、ライフラインの断絶、土砂崩落等による道路の損壊、孤立集落などが発生。

市では、被災状況を確認すべく地域防災計画に基づき、初動活動を開始する。

6 訓練の重点項目

災害時の被害を最小限に抑えるための取り組みとして、より多くの住民が参加する住民主体の訓練を実施し、地域住民の「自助」・「共助」意識の向上、地域防災力の向上等を図る。

また、指定避難所において、施設管理者、避難所開設担当職員、地域住民（自治会役員等）による初動対応の確認を行うとともに、関係機関との合同訓練を行い、連携体制の強化を図る。

7 訓練の概要

●共通事項

・午前8時 シェイクアウト訓練

防災行政無線のサイレンを合図に、家庭、職場、外出先など各々がその時にいる場所で地震から身を守るための3つの安全確保行動(1. 姿勢を低く 2. 頭を守り 3. 動かない)を約1分間行う。

①自治会（自主防災組織）訓練

1. 避難経路確認及び避難誘導等訓練

シェイクアウト訓練後、地震を想定した安全な避難経路（塀等の倒壊が無いなど）により、地区住民は一時避難場所等（訓練会場）に避難するとともに、必要に応じて要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）の避難支援を行う。

2. 安否確認及び情報伝達訓練

自治会（自主防災組織）の連絡網などの情報収集体制の確認及び迅速かつ的確な情報伝達を目的とした安否確認及び情報伝達訓練を行う。

自治会内及び組等において、住民の安否を確認し、「安否確認表」で集計する。前年度に作成した連絡網等、自治会内の連絡体制を再確認し、情報を更新する。

なお、災害時の安否確認は必須であることから、災害時又は訓練時に不在となる住民は、自身及び家族の安否について組長等に伝えることを心掛ける。

住民の安否確認終了後、自治会役員等が「安否確認表」で集計した人数を市役所に電話報告する（FAX可）。

3. 各種訓練

地区住民の避難後、一時避難場所等において、次の訓練等を計画して実施する。

<例>

- ・初期消火訓練
- ・炊き出し訓練
- ・応急救護訓練
- ・応急担架作成
- ・搬送訓練
- ・土のう作り訓練
- ・防災機材点検
- ・その他自治会において企画する訓練等

・計画している訓練が終了後解散

②関係機関合同訓練

・竜王南小学校

避難対象自治会の自主防災組織、避難所開設担当職員等による備蓄資機材設置訓練を行う。

その他、応急手当講習や起震車体験、災害協定に基づく各種展示等を行う。

③指定避難所開設訓練

・ 竜王北小学校、敷島小学校

対象自治会の自主防災組織、避難所開設担当職員等による指定避難所開設訓練を行う。その他、消防署による応急手当、救助訓練や防災講習を実施します。

施設管理者は午前 8 時まで集合。避難所開設担当職員は、市職員訓練の非常参集後、竜王庁舎で指定避難所開設バッグ等を受領し、担当する避難所へ移動する。

避難所運営マニュアルによる開設手順に基づき、施設を点検し、避難所を開設する。避難所の開設後は、地域住民が主体となり、避難者の受付等を行う。

○その他訓練

【市職員】

・ 災害対策本部設置

対 象 者 本部長(市長)、副本部長(副市長、防災危機管理監、教育長、消防団長)、
本部員(部長級職員、消防団副団長)、秘書班長(秘書課長) 計 21 名
参集伝達 午前 6 時 30 分に実施
防災危機管理課から本部員へ電話連絡(防災アプリ併用)
参集時間 午前 8 時(災害対策本部設置)
参集場所 竜王庁舎 新館 2 階 防災対策室
内 容 本部設置後、関係機関合同訓練及び指定避難所開設訓練の視察
服 装 災害活動服、名札、ヘルメット、本部員腕章(本部員のみ当日配布)

・ 所属別職員訓練

対 象 者 市職員(災害対策本部に参集する者を除く。)
参集伝達 午前 6 時 30 分に実施
※本部員 ➡ 班長 ➡ 班員への連絡(防災アプリ併用)
参集時間 午前 7 時 30 分
参集場所 該当する各庁舎等
内 容 ・ 非常参集及び情報伝達訓練
※班長又は庶務係長は、参集状況を人事班へ報告する。
・ 地域防災計画、業務継続計画、災害時受援計画等を基に訓練内容を
計画し、訓練を行う。
※指定避難所開設訓練及び関係機関合同訓練対応職員は除く。
服 装 災害活動服、名札、ヘルメット

【消防団（各地区分団）】

1. 非常参集訓練（午前 8 時）

消防主任から全団員へ非常参集メールを送信し、各詰所へ集合する。集合後、災害対策本部へ人員報告を行う。正・副団長は、災害対策本部へ参集する。

2. 情報収集及び巡回訓練

担当地区を巡回するとともに被害状況を確認し、災害対策本部に報告する。

3. 自治会（自主防災組織）訓練等への参加及び指導

自治会（自主防災組織）からの要請により、一時避難場所等（訓練会場）で実施する訓練（初期消火訓練、応急担架作成、搬送訓練等）に参加し、指導を行う。

・ 計画している訓練が終了後解散

【市議会】

1. 非常参集及び情報伝達訓練（午前 8 時集合）

市議会の対策本部として正・副議長が参集する。その他の議員は、情報伝達訓練として安否確認を行い、自治会（自主防災組織）が設定した一時避難場所等（訓練会場）に避難する。

2. 対策本部設置訓練及び自治会（自主防災組織）訓練への参加

正・副議長は、対策本部設置訓練を行う。その他の議員は、一時避難場所等（訓練会場）で行われる訓練に参加する。

・ 計画している訓練が終了後解散

8 訓練の周知方法

- | | |
|------|-----------------------------|
| 8 月 | 総務常任委員会で報告、関係機関へ協力依頼 |
| 9 月 | 自治会（自主防災組織）への説明会 |
| 10 月 | 市広報誌掲載及び自治会回覧チラシ配布 |
| 11 月 | 防災行政無線による市内一斉放送予定（前日午後 7 時） |